

豊中市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の業務における公正性と中立性を確保し、円滑かつ適正な運営を図るため、豊中市介護保険事業運営委員会規則（平成12年豊中市規則第62号。以下「規則」という。）第7条に基づき豊中市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、その管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

2 センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認

- (1) センターの担当する圏域の設定
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びに業務の法人への委託又は業務を委託された法人の変更
- (3) 業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- (4) センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- (5) その他センターの公正性及び中立性を確保するために運営協議会が必要と判断した事項

3 毎年度、センターから提出される次の書類の受理

- (1) 当該年度の事業計画及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) その他運営協議会が必要と認める書類

4 前項の事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して、業務が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容等の評価

- (1) センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか
- (2) センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
- (3) その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

5 認知症初期集中支援チーム検討委員会に関する事項

6 介護予防・日常生活支援総合事業における、第1号介護予防支援事業に関する事項

7 その他、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項

(組織)

第3条 運営協議会は、規則第7条第2項及び第3項に基づき組織する。

- 2** 会長は、運営協議会の事務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3** 会長は、運営協議会に属する委員のうちから、あらかじめ副会長を指名するものとする。
- 4** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(会議の報告)

第5条 運営協議会は、会議の内容を介護保険事業運営委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、運営協議会の所掌事務を所管する課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月15日から実施する。
- 2 この要綱の施行後最初に招集される運営協議会の委員は、豊中市介護保険事業運営委員会の委員をもって充てるものとし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年6月30日までとする。
- 3 前項の規定による運営協議会の会長及び副会長は、豊中市介護保険事業運営委員会の会長及び副会長をもって充てるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から実施する。

この要綱は、平成24年7月23日から実施する。

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。